

# 大 ジェスト DAI通信



Tsukamoto Dai Digest

## 決算特別委員会

決算特別委員会での  
質疑応答の一部紹介

決算特別委員会は、9月定例会において「平成23年度静岡県一般会計歳入歳出決算」、並びに「平成23年度静岡県公債管理特別会計歳入歳出決算」等、特別会計歳入歳出決算13件、及び「平成23年度静岡県工業用水道事業決算」等、公営企業決算4件を付託され、10月11日から13日間にわたって委員会を開催しました。その審査過程において、各委員から多くの質疑や意見が出されました。質疑応答の内容を一部ご紹介致します。

①公営住宅使用料に係る収入未済額が減少に転じた理由について  
家賃滞納額の増加に歯止めをかけるため、平成23年度に「滞納対策強化本部」を設置し、収納率の数値目標を掲げて各種の滞納対策に取り組みました。

具体的には、幹部職員による本部員会議、担当者会議、各土木事務所による会議、各土木事務所配置している家賃徴収嘱託員による会議を定期的に開催し、滞納対策に関する意見交換を緊密に行うとともに、新たに「滞納整理マニュアル」を作成し、家賃の口座振替の推進、滞納が発生した場合

の納付指導、生活保護者に係る代理納付制度の適用など、各土木事務所共通した対策を推進することにより、滞納の抑制と収入未済額の縮減に取り組んでいる。  
②東日本大震災後における国内外観光客の緊急誘客対策に關し、その主な内容と成果について  
地元住民と一体となって緊急宿泊キャンペーンを実施したほか、東京・名古屋・大阪の3都市で「ふじのくに」を主催した結果、新たな旅行商品の開発及び大型団体客のツアー誘致という成果をあげた。  
また富士山静岡空港などの活用による外国人観光客の誘致拡大を図るため、海

## 全国お茶まつり



11月17日、18日に開催されました「第66回全国お茶まつり」は、県内外から4万7千人もの来場者があり、大盛況のうちに幕を閉じました。「美と健康の緑茶力」をテーマとして、6年ぶりに本県で開催された今大会は、掛川市を会場に、主要行事である全国茶品評会表彰式を開催するとともに、近年、消費者に関心が高まっている茶の機能性、効用について広く情報発信致しました。お茶関連の新品種の展示・販売や、首都圏の消費者を招いての茶産地ツアーなど、様々な企画を通じて静岡茶の魅力を紹介致しました。

さらに、毎年本県で開催しております、県内外の味自慢のお米を審査する「第9回お米日本一コンテスト」を同時開催し、和食文化の代表であるお米とお茶を合わせてPR致しました。  
会場となりました掛川市を含む5市町では、茶園周辺のスキヤキやササなどの草を刈り、茶畑に散く伝統的農法が続いており、茶草場(ちゃぐさば)と呼ばれる採草地では多様な動植物の生存が確認されています。このため、10月11日に5市町が「静岡の茶草場(ちゃぐさば)世界農業遺産推進協議会」を立ち上げ、平成25年5月の世界農業遺産への登録を目指して、国連食糧農業機関への申請準備を進めているところであります。



今回の全国お茶まつりの開催が、茶の消費拡大につながるよう、引き続き関係団体と連携するとともに、本県の持つ魅力ある資源を活用した「茶の都」づくりを進め、静岡茶ブランドの強化に取り組んで参ります。



率7・2%に対し、本県は1・8%であり、高い徴収率となっている。

④放置駐車違反の放置違反金における収入未済額の縮減に向けた取り組みと他県と比較した納付状況について  
平成23年度の放置違反金は、1万7720件、総額は2億4500万円余が自主納付されている。放置違反金の滞納者に対しては、督促状や催告書の送付のほか、悪質な者に対しては、車検を拒否する制度を利用し、昨年度は静岡運輸支局において226件の車検を拒否している。また、他県と比較した納付状況については、全国平均の未収率7・2%に対し、本県は1・8%であり、高い徴収率となっている。

また富士山静岡空港などの活用による外国人観光客の誘致拡大を図るため、海

外エージェンツやメディア等を緊急的に招聘し、安心して観光できることをアピールした。  
今後とも引き続き地元住民の主体的取り組みを支援しながら、積極的に国内外の観光誘客に取り組んでいく。  
③道路施設長寿命化緊急対策事業の具体的な進捗状況について  
平成22年度から28年度までの7年間で橋梁、トンネル及び道路の舗装を対象として緊急対策を行っていく。橋梁については管理上重要で劣化の著しい107箇所のうち平成23年度までに52箇所の緊急対策が完了した。またトンネルについては詳細点検が全て完了したことから点検結果を踏まえ計画的に長寿命化対策に取り組む。舗装については全ての道路が一定以上の水準となるように整備を進めていく。

## 第36回全国育樹祭

11月10日、11日に開催致しました「第36回全国育樹祭」は、皇太子殿下に御臨席頂き、式典行事などを盛大に執り行うことができました。  
最新鋭の林業機械の展示実演会など5つの併催・記念行事を、袋井市、掛川市及び伊豆市で行い、出演に御協力頂いた地元の皆様、アトラクション出演者など総勢約3万人による県民参加型の育樹祭となりました。  
今回の育樹祭の基本コンセプトであります「森林資源の活用とそのための人づくり」の趣旨を継承し、県産材の安定供給能力の向上と利用促進を図るとともに、これを担う人材の育成を進め、本県の森林・林業の再生を目指して参ります。



お手入れ



式典



緑の少年団



技術交流会



サテライト



おもてなし広場



機械展

【増刊号】  
静岡県議会議員  
県政報告

# つかもと大だい

2013 February

発行所:  
〒425-0062  
静岡県焼津市中根新田1157  
TEL054-624-1555  
発行人:  
塚本 大



Tsukamoto Dai



## 静岡県議会 原発・総合エネルギー対策議員連盟

静岡県議会は、平成24年12月28日に超党派議員でつくる「静岡県議会 原発・総合エネルギー対策議員連盟」を設立致しました。

### 設立趣旨

本県には中部電力浜岡原子力発電所が立地しているが、東日本震災直後、当該

時の政府の要請により、現時点で全機が運転を停止している。中部電力は、近い将来発生が予想される南海トラフの巨大地震や、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、22mの防潮堤の新設を含めた安全対策を行っているが、新たに設立された原子力規制委員会が作成する新しい安全基準への適合など、引き続き対処しなくてはならない課題が山積している。

平成24年9月定例会において、県民からの署名に基づき知事あてに提出された「中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う住民投票条例」は、議会での慎重かつ活発な議論の結果、原案および修正案とも否決されたが、県議会の原子力発電に対する姿勢について問われる機会となった。

また、原子力発電を含めた我が国の総合エネルギー対策については、国策という枠にとらわれず、再生可能エネルギーの積極的な導入など、活発な議論と諸施策の確実な遂行を図っていくなくてはならない。

そこで、この機会に浜岡原子力発電所の安全性の検証を第一義に、原子力発電の今後および総合エネルギー対策等について調査研究し、政策提言する場として議員連盟を設立する。

本連盟は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- ①調査・研究事業
- ②原子力発電所の安全対策
- ③総合的なエネルギー対策
- ④情報交換事業
- ⑤国、県及び県内外の関係者との情報交換等
- ⑥その他事業

そのほか、本連盟の目的の達成に必要な事業

### 第3条(事業)

本連盟は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

## 議員提出議案

※詳しい内容は、ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

議会の政策立案力向上が求められる中、平成24年12月20日の本会議で、議員提案の「静岡県と外国の地方公共団体との友好交流に関する条例」と「静岡県商店街振興及び活性化条例」が全会一致で可決されました。

静岡県議会は、議員提案の政策条例の制定は2011年3月の「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」以来で計5条例目になります。今後も地域や県政の課題に議員が積極的に取り組み、議員提案の政策条例の制定に努めて参ります。

### 静岡県と外国の地方公共団体との友好交流に関する条例

#### 経緯

平成24年3月に設置された「友好提携等議決事件条例案検討委員会」において、自民改革会議から提案された条例案について協議・調整を重ね、その結果を踏まえて、本条例案が委員全員で提案されました。

#### 概要説明

本県は、昭和57年に中国浙江省と友好提携を結び、以来友好交流を続け本年30年を迎えました。また、昨年は、モンゴルのドルノゴビ県と友好提携を結び、さらに韓国の忠清南道との友好提携にかかわる覚書を交わすなど、多くの海外の省、県等との友好関係を結んでいます。

グローバル化が進展する中、海外との交流は観光や経済等を始め多岐にわたっており、友好交流は行政だけでなく、県民や企業、団体等の参加・協力が不可欠であります。

このため、友好交流は、議会と知事が連携・協働し、県民の参画を得て、進めていくことが重要であります。

このようなことから、本条例では、友好交流について、第2条で「県の責務」を、第3条では、「県民の役割」を定め、第4条では、議会との連携及び協働の強化を定め、友好提携のうち「包括的かつ重要なもの」については、議会の議決を経ることとし、第5条において、交流の状況を毎年度議会に報告することとしております。

### 静岡県商店街振興及び活性化条例

#### 経緯

平成24年3月に設置された「商店街活性化条例案検討委員会」において、自民改革会議から提案された条例案について協議・調整を重ね、その結果を踏まえて、本条例案が委員全員で提案されました。

#### 概要説明

商店街は単に人々の買い物の場としてだけでなく、社会的弱者と言われる方々の買い物支援や配達などの福祉的活動、祭りをはじめとする地域の絆づくり、また、地域おこしに関する活動など、地域コミュニティの核として重要な役割を担っています。

静岡県内には、約390の商店街がありますが、衰退傾向にある商店街が見受けられることも事実です。その原因の一つとして、商店街組織に加入していない店舗、事業者の存在が指摘されています。

このため、本条例では、このような未加入店舗等が、商店街組織に加入し、商店街の活動に積極的に参加、協力することにより、商店街の振興及び活性化を図ることを目的としています。

第1条で条例の目的を、2条では定義を定め、第3条では、「事業者等の責務」として、商店街組織への加入と事業への参加、協力に努めることなどを規定しています。第4条では、「県の責務」として、市町と連携して、商店街の活性化を図るために、必要な施策の推進に努めることなどを定めています。

### 事業計画

平成24年12月28日、平成26年3月31日、規約第2条及び第3条の規定に基づき次の事業を実施する。

- (1) 原子力発電関連施設の視察 (中部電力) ほか
- (2) 浜岡原子力発電所 (中部電力) ほか
- (3) 住民からの意見聴取

- 故の検証
- 国会の事故調査委員会の委員招致等

- 原発立地周辺市町関係者
- 住民投票条例関係者ほか



静岡県議会議員  
つかもと大だい 事務所のご案内  
〒425-0062 焼津市中根新田1157  
TEL 054-624-1555 FAX 054-624-1333  
E-mail tsukamoto-dai@almond.ocn.ne.jp  
http://tsukamoto-dai.com